

京丹波町下水道の加入について

京丹波町上下水道課 下水道係

1 施工箇所の下水道整備区域の確認

区域ごとに様式が異なりますので、整備区域の確認を行ってください。

- ① 特定環境保全公共下水道事業区域
- ② 農業集落排水事業区域
- ③ 林業集落排水事業区域
- ④ 簡易排水事業区域
- ⑤ 合併浄化槽整備区域

2 公共下水道新規加入申込書 ※加入されている場合は不要です。

新規加入申込書、誓約書を提出してください。

※新規加入申告書受理後に、加入分担金の納付書を発行しますので、期日まで納付してください。加入分担金は、880,000 円（税込み）です。

3 行為許可申請

本管に、公共枅を接続するための行為許可申請です。

施工事業者は、町内土木一般の指名参加資格を有することが条件となっています。

提出書類

- ① 行為許可申請（1 部）
- ② 位置図、計画図（平面図、掘削断面図、断面図）
- ③ 舗装の復旧が必要な工事の場合は、舗装復旧詳細図
- ④ 配管、公共枅の直径、品質等がわかる資料（見積書、図面等）

また、新規加入分担金納付確認後の受付となりますので、納付書の写しを添付していただくと受付事務がスムーズになります。

3 - (1)

行為許可交付後、工事着工となります。

完成後は、写真（施工前、工事途中、完了）を上下水道課あて提出してください。

完了届は不要です。

4 排水設備新設計画確認申請

宅内から公共枅に接続するための申請となります。

提出書類

- ① 計画確認申請書（正本、副本の2部提出）
 - ② 工事明細書（見積書等）、位置図、平面図、縦断面図を提出してください。
- 町で受理後、内容を審査し、適当と認めた場合は、確認印を押印して副本を返却します。
- 施工事業者は、下水道設備指定事業の登録を受けていることが条件です。

4 - (1) 完成後は、竣工届を提出してください。

提出書類は、竣工届（正本、副本の2部）、精算設計書、工事写真です。

竣工届受理後、町上下水道課において検査を行います。検査合格で副本に検査済印を押印して副本を返却します。

5 公共下水道使用届

下水道を使用する期日を記載して届出を行ってください。以降、使用料が発生します。使用水等申告書もご提出ください。

※使用水等申告書未提出の場合は、料金算定のため必ず提出してください。